

# 平成25年度 静岡県道路公社ホームページリニューアル業務委託募集要領

## 1 業務の概要

### (1) 目的

現在の当道路公社ホームページに関しては、更新回数が少なく、利用者が「見たい」と思える構成になっていない部分があるため、期待する効果を生み出せるよう改善する必要がある。

また、最近では新たなソーシャルメディアやスマートフォンへの対応についても検討が必要となってきた。

そこで、道路公社がインターネットを効果的に活用するため、増収施策のひとつとして、伊豆・箱根地域の主要産業である観光を活かしたホームページを再構築し、さらにはスマートフォンサイトの実装にも着手するため、本業務を請負う専門会社を募集する。

### (2) 業務の名称

平成25年度 静岡県道路公社ホームページリニューアル業務委託

### (3) 契約期間

契約日から平成25年12月16日まで

ただし、ホームページの保守については平成26年3月31日まで

### (4) 予算額上限

200万円（税込み）

\*次年度以降のホームページ保守費用は含めない。

## 2 業務内容

### (1) ホームページのリニューアル

項目	内容
サイト構成	「伊豆の観光ポータルサイト」として、情報を発信し、観光需要創出という社会的役割を果たせるサイトをめざし、全ページの仕様を統一し、見やすさと使いやすさを向上させること。
観光紹介ページの制作	年4回以上の更新により、伊豆の新鮮な観光情報を伝えるとともに、有料道路の魅力伝え、観光地へのアクセスインフラとして、道路公社有料道路の活用を促進させるイメージを与えるようにすること。
「入札情報」・「通行規制情報」を容易に更新できるシステムの構築	ホームページに関する知識がない職員でも、容易に情報を更新できるようなシステムを構築すること。
スマートフォンサイトの実装	PCと同程度の情報量を見やすく、操作性に配慮したページ構成とすること。
ホームページの保守	以下の項目について、受託者が一定額の中で行うこと。 既存ページの写真の差し替え、テキストの修正・差し替え 観光情報の更新（年4回以上）

	道路公社ページ新着情報の更新 観光ページ 新着情報（各観光協会・自治体のホームページへのリンク、テキスト）の更新 電子ブック 年間使用料・アップロード作業（内容修正以外）
--	---

**イ 効果測定**

ホームページ解析レポート月1回の提出。分析を行う。

**ウ 実施体制**

円滑な業務遂行が期待できる体制を確保する。

**エ 業務執行スケジュール**

**3 応募に係る資格要件**

(1) 法人であること

(2) 「ホームページ制作」について、次の実施実績があること

国、自治体またはほかの公共団体、その他企業等が委託する同種の事業

(3) 次のアからウのいずれにも該当しないこと

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 静岡県から入札参加資格停止措置を受けている者

ウ 暴力団関係企業等

**4 企画提案**

**(1) 企画提案書の作成**

別添「平成25年度 静岡県道路公社ホームページリニューアル業務委託に関する企画提案書作成要領」に基づき、作成すること。

**(2) 企画提案書の提出**

**ア 提出期限**

平成25年8月22日（木）午後3時まで

**イ 提出方法**

持参又は郵送（提出期限内必着のこと。書留など発送・配達の確認ができる方法によること）

**ウ 提出先**

静岡県道路公社総務部総務課

〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル10階

**エ 到着確認**

受付期間中に企画提案書が到着した場合、その旨を電子メールにて通知する。

**オ 注意事項**

(ア) 受付期間中に全ての必要書類の提出がない場合、失格となる場合があるので、注意すること。

(イ) 企画提案は、1社1提案とする。

(ウ) 企画提案書の提出後、追加及び修正は認めない。

**(3) 質問**

質問は、電子メールにて受け付ける。

電子メールには、法人名、担当者名、電話番号を明記すること。

**ア 受付期間**

平成25年8月6日（火）午前8時30分～平成25年8月16日（金）正午

**イ 送付先**

本要領7に定める問合せ先。

**ウ 回答方法**

静岡県道路公社ウェブサイト (<http://www.siz-road.or.jp>) において、掲示する。

**5 選定及び選定結果**

**(1) 審査方法**

プレゼンテーション方式とし、提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、道路公社職員及び専門家にて構成される「平成25年度 静岡県道路公社ホームページリニューアル業務委託受託者選定委員会」が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

ただし、企画提案者が6社以上となった場合、提出された企画提案書に基づく事前審査により、プレゼンテーションに参加する5社を選定する。

**ア 事前審査**

企画提案者が6社以上となった場合、提出された企画提案書に基づく事前審査により、プレゼンテーション参加者を選定する。

選定方法は、「5 選定および選定結果」の定めに準じて行うこととする。

事前審査の結果は、平成25年8月23日（金）に、辞退者を除く全ての企画提案者に、電子メールで通知する。

**イ プレゼンテーション**

**(ア) 実施日**

平成25年8月28日（水）

**(イ) 実施内容予定**

- ・ 1社あたりの所要時間：プレゼンテーション 30分まで
- ・ 質疑応答 10分程度

**(ウ) 実施の通知**

順番、集合時間・場所等は、辞退者を除く企画提案者各社に電子メールで通知する。

**(2) 選定基準**

別添「平成25年度 静岡県道路公社ホームページリニューアル業務受託者選定基準」のとおり

**(3) 審査結果の通知**

選定結果は、平成25年8月29日（木）に、辞退者を除く全てのプレゼンテーション参加者に、電子メールで通知する。

**(4) 選定結果に対する説明**

選定されなかった者（事前審査で選定されなかった者を含む。ただし、辞退者は除く。）は、静岡県道路公社に対して、次のとおり書面により説明を求めることができる。

**ア 請求期限**

平成25年9月4日（水）午後4時

## イ 送付方法

F A X又は電子メール

(様式自由とするが、法人名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記すること)

## ウ 送付先

本要領7に定める問合せ先

## エ 回答方法

平成25年9月9日(月)までに、回答を電子メールで送付する。

## (5) 契約会社の決定

この審査は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と公社は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に契約を行うものとする。

なお、予算の範囲内で、企画内容を変更することができるものとする。

## 6 説明会

業務の内容、趣旨等について当公社が希望者に説明を行う。

### (1) 日時

平成25年8月12日(月)午後1時30分から

### (2) 場所

〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル10階

静岡県道路公社101会議室

### (3) 申込

本説明会に出席を希望する場合は、電子メールもしくはF A Xにて平成25年8月9日(金)午後3時までに、本要領7に定める問合せ先に提出すること。

(様式自由とするが、法人名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記入のうえ、平成25年8月12日に行われる企画提案説明会への参加希望することを明記すること)

## 7 問合せ先

静岡県道路公社 道路部企画業務課 担当 浜本

電話 054-254-3424 F A X 054-251-5058

電子メール siz-road-gyoumu-po2.across.or.jp

## 8 その他

### (1) 提出された書類の取扱

提出された書類は返却しない。

また、公社内及び選定委員会で使用する場合に限り、複写を行う。

### (2) 辞退

企画提案書の提出後、審査を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を持参または郵送により提出すること。

辞退することによって、今後、当公社との取引が不利になることはない。

### (3) 失格

次のア及びイのいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員及び公社役職員に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

### (4) 費用負担

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

#### スケジュール (参考)

平成25年 8月 6日 (火)	募集要領の公告
平成25年 8月 6日 (火) ~8月16日 (金)	質問受付期間
平成25年 8月 9日 (金)	説明会出席希望締切
平成25年 8月12日 (月)	説明会
平成25年 8月22日 (木)	企画提案書の提出締切・プレゼンテーション日時の通知
平成25年 8月28日 (水)	プレゼンテーション
平成25年 8月29日 (木)	選定結果の通知
平成25年 9月初旬まで	契約締結、業務開始
平成25年11月中旬	試作品提出
平成25年12月16日 (月)	業務完了